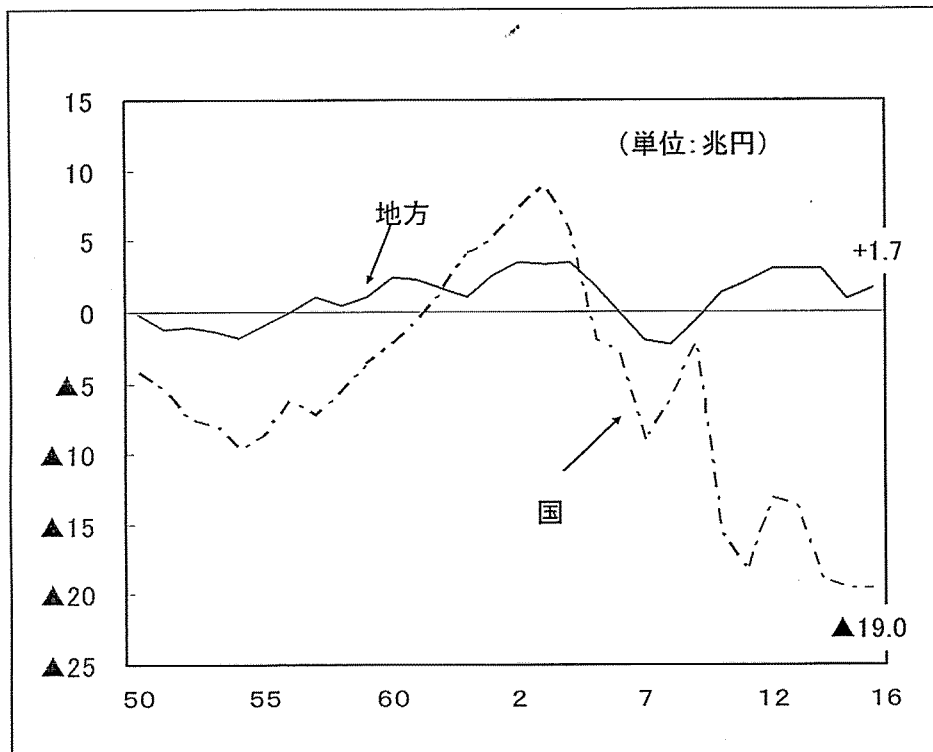


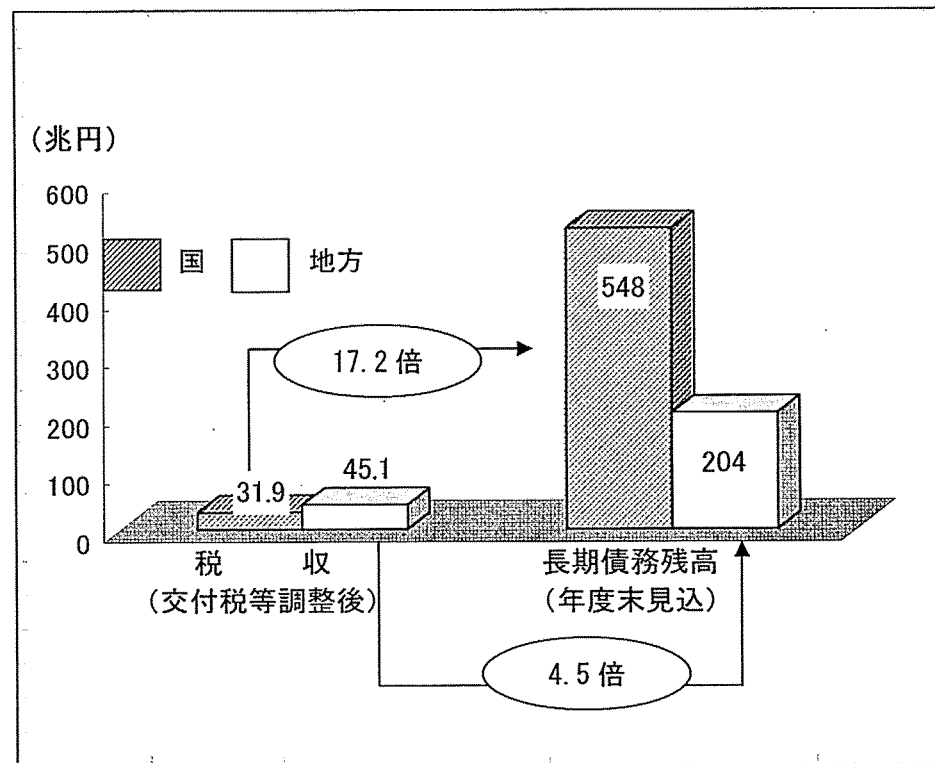
# 国と地方の財政事情

(1) 基礎的財政収支の推移



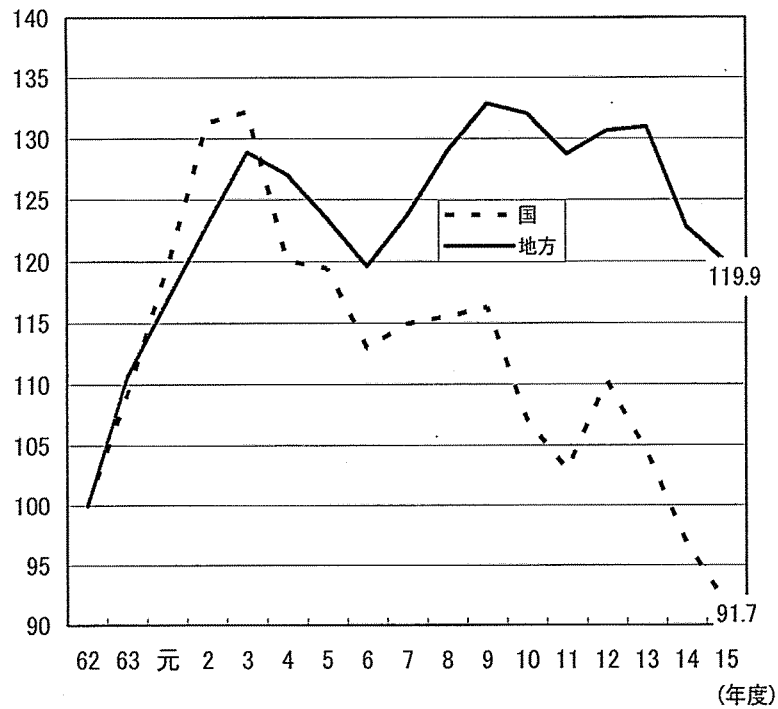
(注)・国: 「国債費-公債金収入」(一般会計)  
 ・地方: 「(公債費+公営企業繰出金のうち企業債償還費)-地方債  
 (地財計画)

(2) 債務残高と税収の比率 (16年度末見込み)



(注) 「交付税等調整後」: 地方交付税等(法定率分等)を国から地方に移転した後の税収  
 ※ 国税収入は債務償還の貴重な財源であることに留意。

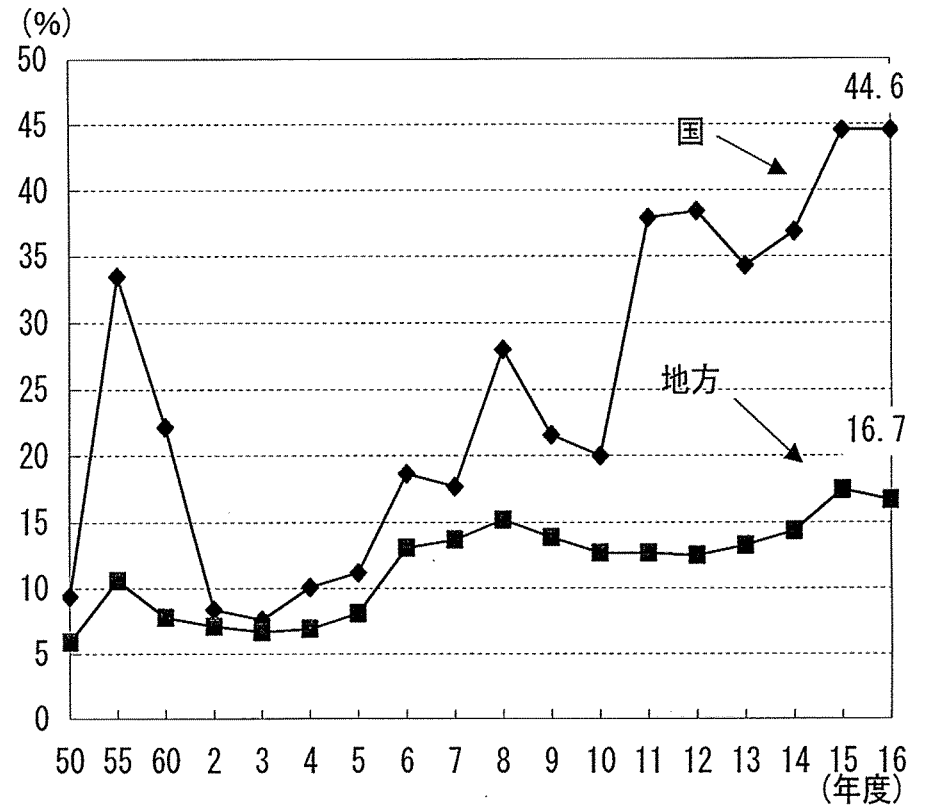
(3) 税収の推移 (62年度=100)



(注1) 国税は特別会計分を含み、平成13年度までは決算額、14年度は補正後予算額、15年度は予算額である。

(注2) 地方税は平成13年度までは決算額、14年度は実績見込額、15年度は見込額である。

(4) 公債依存度の推移



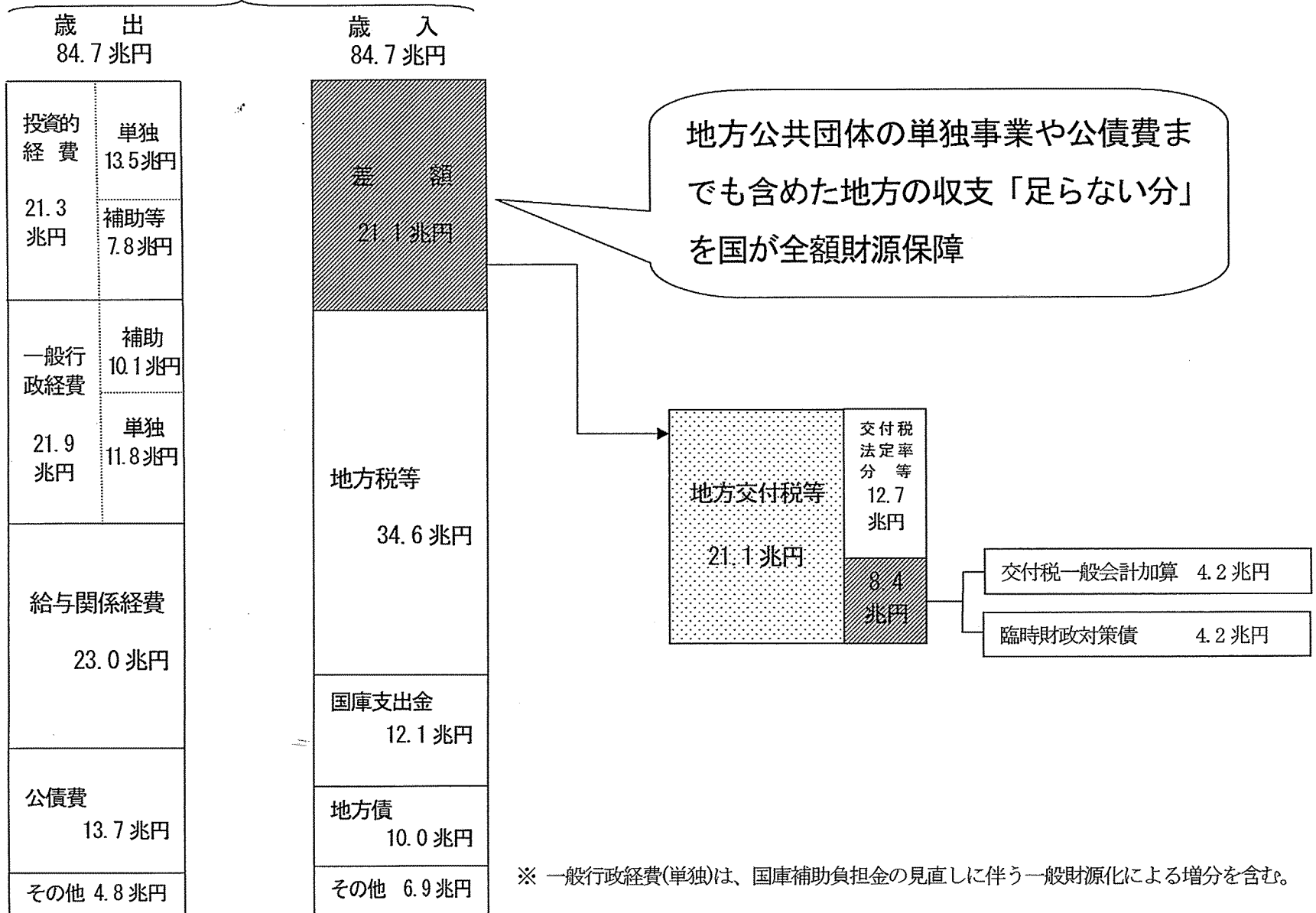
(注)・計数は、国は当初予算、地方は地方財政計画ベースである。

・地方の2~6年度の計数は、特定資金公共事業債及び同繰上償還費を除外したベースである。

# マクロ(総体としての地方)についての財源保障(歳入歳出差額補てん)

交付税総額の決定システム=交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる

地方財政計画 (平成 16 年度)



## 平成16年度地方財政計画

(単位：億円、%)

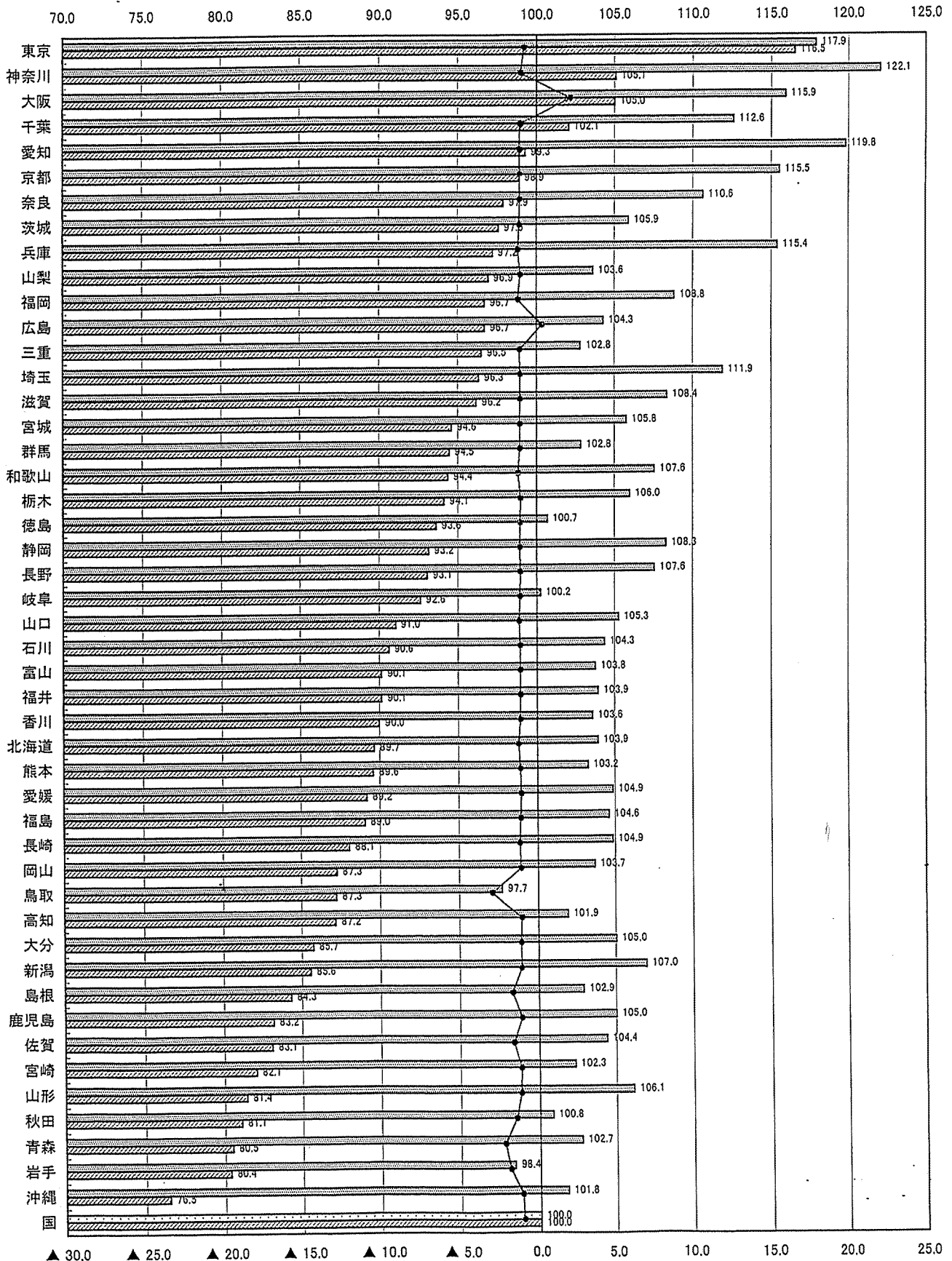
区 分	15年度		16年度			
		伸率		増減額	伸率	構成比
地 方 税	321,725	▲ 6.1	323,231	1,506	0.5	38.2
地 方 譲 与 税	6,939	11.2	11,452	4,513	65.0	1.4
地 方 特 例 交 付 金	10,062	11.4	11,048	986	9.8	1.3
地 方 交 付 税	180,693	▲ 7.5	168,861	▲ 11,832	▲ 6.5	19.9
国 庫 支 出 金	122,600	▲ 3.6	121,238	▲ 1,362	▲ 1.1	14.3
地 方 債 (うち臨時財政対策債)	150,718 58,696	19.2 81.9	141,448 41,905	▲ 9,270 ▲ 16,791	▲ 6.2 ▲ 28.6	16.7 4.9)
使用料・手数料	16,386	1.3	16,420	34	0.2	1.9
雑 収 入	52,984	0.9	52,971	▲ 13	▲ 0.0	6.3
歳 入 計	862,107	▲ 1.5	846,669	▲ 15,438	▲ 1.8	100.0
給 与 関 係 経 費	234,383	▲ 1.1	229,990	▲ 4,393	▲ 1.9	27.2
一 般 行 政 経 費	210,263	1.1	218,833	8,570	4.1	25.8
補 助	98,414	2.7	101,183	2,769	2.8	11.9
単 独	111,849	▲ 0.3	111,475	▲ 374	▲ 0.3	13.2
単独(一般財源化分)	-	-	6,175	6,175	皆増	0.7
公 債 費	137,673	2.5	136,779	▲ 894	▲ 0.6	16.2
維 持 補 修 費	10,068	▲ 0.6	9,987	▲ 81	▲ 0.8	1.2
投 資 的 経 費	232,868	▲ 5.3	213,283	▲ 19,585	▲ 8.4	25.2
直 轄 ・ 補 助	84,068	▲ 5.0	78,583	▲ 5,485	▲ 6.5	9.3
単 独	148,800	▲ 5.5	134,700	▲ 14,100	▲ 9.5	15.9
公 営 企 業 繰 出 金	32,052	▲ 0.4	30,797	▲ 1,255	▲ 3.9	3.6
企 業 債 償 還 費	22,433	1.8	21,841	▲ 592	▲ 2.6	2.6
そ の 他	9,619	▲ 5.2	8,956	▲ 663	▲ 6.9	1.0
水 準 超 経 費	4,800	▲ 40.0	7,000	2,200	45.8	0.8
( 一 般 歳 出 )	697,201	▲ 2.0	681,049	▲ 16,152	▲ 2.3	80.4
歳 出 計	862,107	▲ 1.5	846,669	▲ 15,438	▲ 1.8	100.0
				・一般財源比率 60.8% (15' 60.2%)		
				・公債依存度 16.7% (15' 17.5%)		

- (注) 1. 計数は各々四捨五入している。  
2. 一般歳出は、歳出計から公債費、公営企業繰出金のうち企業債償還費及び水準超経費を控除したものである。  
3. 「臨時財政対策債」には、利払い等に伴う増発分(15'-3,280億円、16'-3,029億円)を含む。

[資料Ⅱ-2-4]

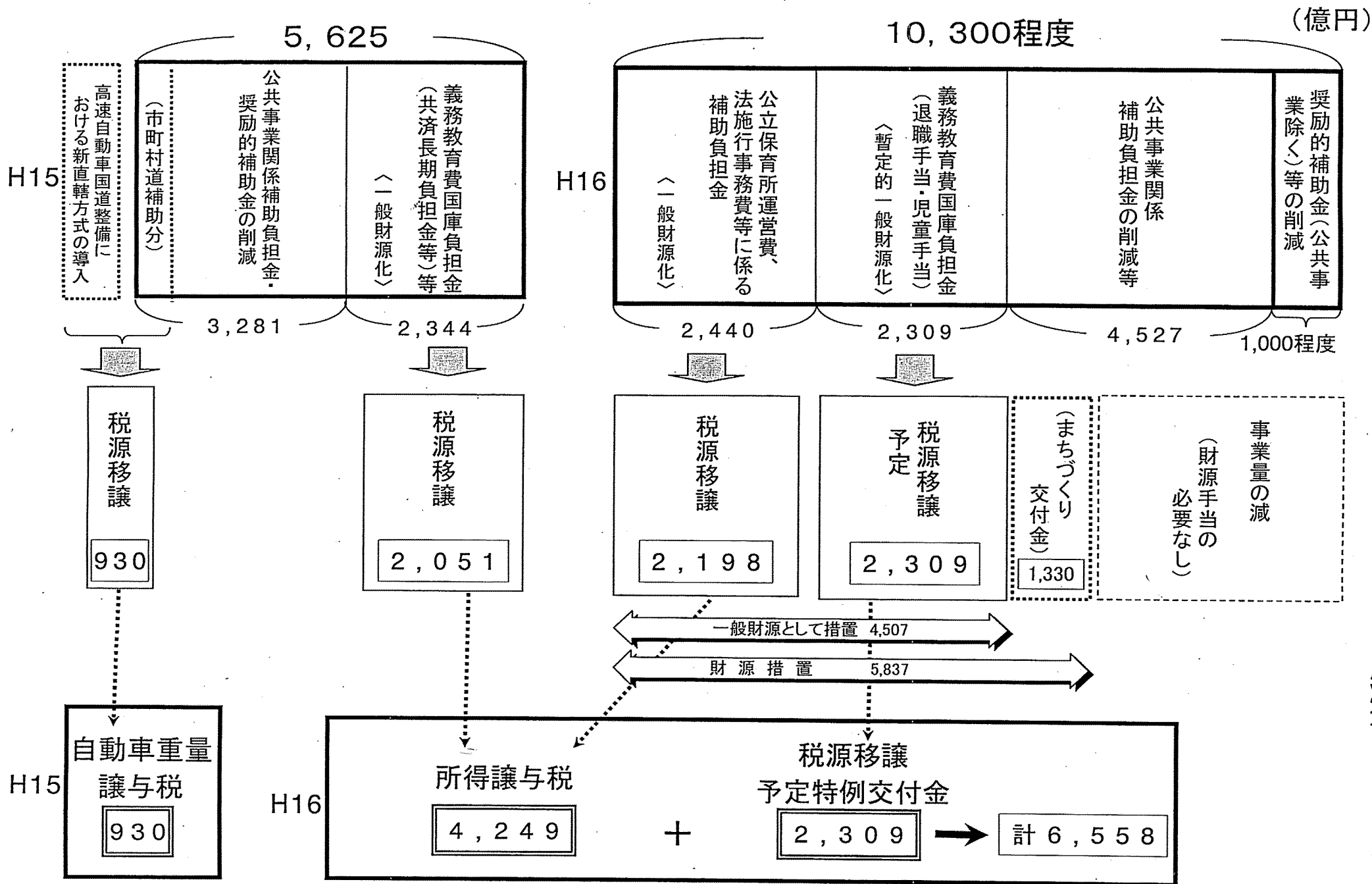
国家公務員と地方公務員・民間企業と地方公務員の給与比較(地域別)

棒グラフ上段は国家公務員給与を100とした場合の各都道府県における地方公務員給与の比率  
 棒グラフ下段は民間賃金の全国平均を100とした場合の各都道府県における民間賃金の比率  
 折れ線は各都道府県人事委員会が算定した給与の公民較差(プラスは公が民より低いことを示す)

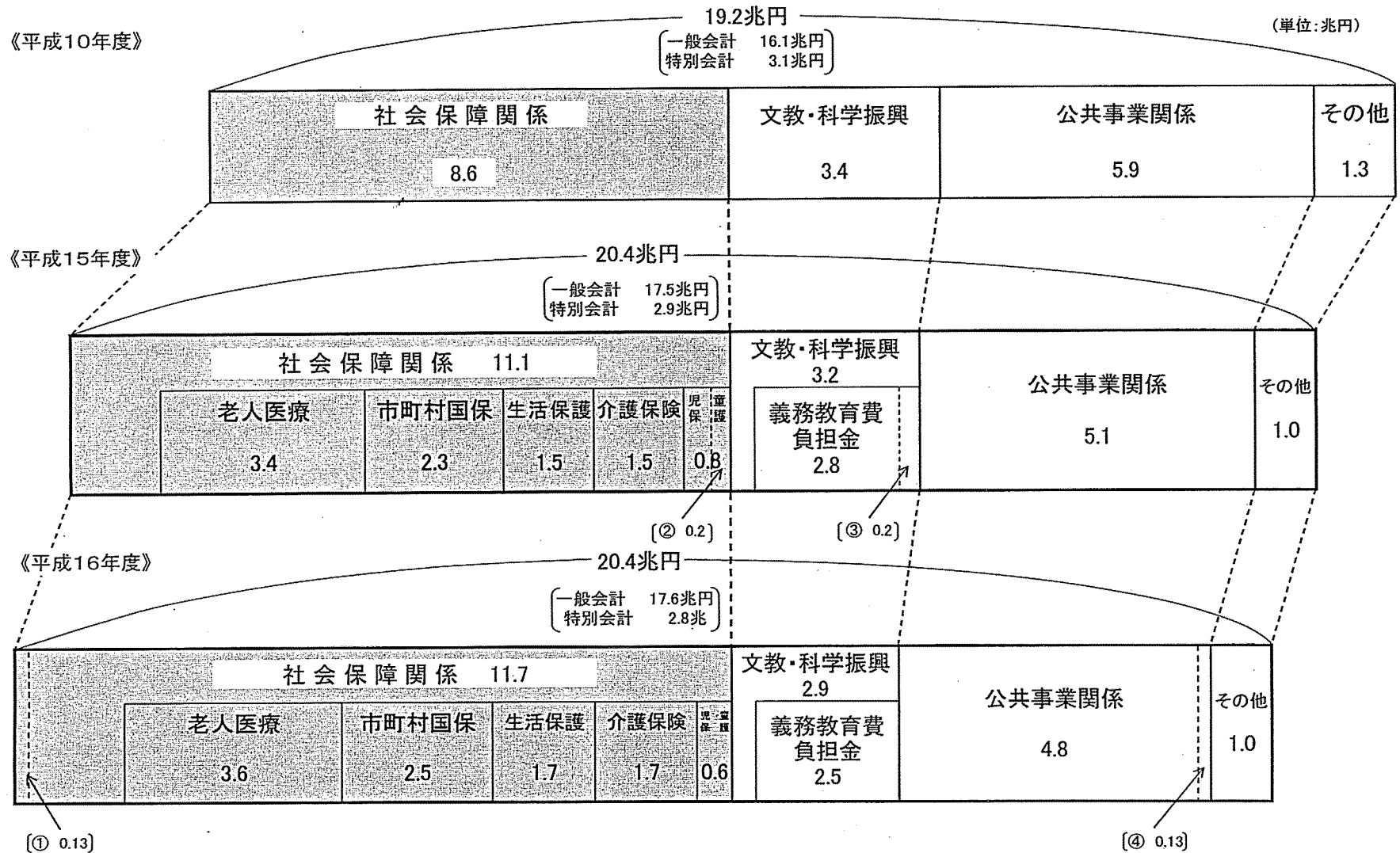


注: 民間企業給与は厚生労働省「平成15年賃金構造基本統計調査」(全産業、企業規模100人以上(推計)、男性労働者)により算定し、1,000人以上及び100人~999人の額をもとに加重平均により算出した。公務員給与は、国家公務員にあっては15年の人事院勧告において示された公務員給与、地方公務員にあっては15年の各地方人事委員会勧告において示された職員の給与等により指数化したものである。なお、職員の年齢や学歴、調整手当の有無等も格差の要因となることに留意する必要がある。

# 補助金改革のイメージ(概数)



# 地方向け補助金等（一般会計＋特別会計）



(注1) 特別会計の社会保障関係は、厚生保険特別会計及び労働保険特別会計の地方向け補助金等の合計であり、特別会計の公共事業関係は、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計及び空港整備特別会計の地方向け補助金等の合計である。

(注2) ① 少子化対策関係経費(15年度税制改正による配偶者特別控除の廃止に関連して16年度予算で追加された2,500億円のうち国負担分)(厚生労働省1,365億円(一部児童保護49億円)、文部科学省25億円、計1,390億円)  
 ② 公立保育所運営費等の一般財源化  
 ③ 退職手当・児童手当の一般財源化(将来の税源移譲までの暫定措置)  
 ④ 「まちづくり交付金」

文部科学省関係
---------

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。  
※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係
---------

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。  
  
※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。